

府議付議事案書

開催・平成29年1月11日

所管部課	総務部 文書課	部長	廣沢 光政	決
件 名	附属機関等会議録等の市政情報コーナーへの一括配置について	区分	1 審議事項	
関係事項	条例規則	東大和市情報公開条例、東大和市情報公開条例施行規則 東大和市附属機関等の会議の公開に関する規則 東大和市市政情報コーナーの管理及び運営に関する要綱	○	2 報告事項
部課機関				
1. 要旨				
(1) 趣旨				
東大和市情報公開条例第27条における「情報公開の総合的な推進」の取組として、附属機関等（附属機関又はこれに類する会議体）の会議録及び会議資料（以下「会議録等」という。）を一括して市政情報コーナーへ配置する。				
(2) 配置するもの				
市の執行機関が設置する附属機関等の会議録等（現在の附属機関等は別紙一覧のとおり）。今後新たに設置する附属機関等についても同様に取り扱う。				
(3) 配置開始時期及び配置期間				
平成29年3月1日（水）から、平成28年度に開催した作成済み会議録等を配置する。その後は、作成の都度主管課から送付を受けて順次配置する。配置期間は、配置から概ね1年間とする。				
(4) 庁内への周知				
附属機関等主管課長に対する会議録等の送付依頼を行う。 また、会議の公開、会議録の作成等について全管理者に対する周知を図り、グループウェアの共有情報に掲載する。				
(4) 情報提供及び広報				
議会、報道機関への情報提供並びに市報3月1日号及びホームページで広報する。				
(5) 影響及び効果				
市政情報をより一層提供することができ、開かれた市政運営に資する。				
2. 経過（現時点に至るまでの経過）				
平成28年5月 附属機関等の会議の公開状況及び会議録の作成状況等について 府内各課に調査				
3. 留意事項（問題点等）				
4. 主管部処理案（検討結果等）				
12月28日市長決裁済みであり、本報告後に府内周知を行う。				
5. 審議結果				

注：定例府議の場合は、金曜日の正午までに提出。